

2014年10月27日

三和ペイント株式会社  
代表取締役 木原 史貴 様

適格消費者団体（略称 KC's）  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目  
1番1号天満橋千代田ビル  
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

## 再お問い合わせ

貴社の工事契約書等について、貴社より2014年(平成26年)7月14日、改訂後の工事契約書、見積書、保証書の各資料をご提供いただき、ありがとうございました。

貴社からご提供を受けました上記資料を基に、特に、改訂後の工事契約書を中心に検討いたしましたところ、改訂前より改善された点もあるものの、依然として、消費者利益の保護の観点から見て、いくつかの問題点や疑問点が散見されます。

そこで、当団体は、貴社に対して、改訂後の工事契約書（以下「本契約書」といいます）に関し下記のとおり、再度質問をさせていただきます。

貴社におかれましては、お忙しいところ、恐縮ですが、2014年11月28日までに、文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、当団体は、本「お問い合わせ」については文書のやり取りを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、一定の解決に至った場合にはその時点で、本「お問い合わせ」の内容及び解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきますことをご承知おきください。

### 記

1. 貴社の事業内容は社名の通り外壁塗装が中心と認識しておりますが、それ以外のリフォーム工事を顧客から依頼されるケースもありうると思われま  
す。本契約書は外壁塗装以外の工事にも適用されるのでしょうか。

2. 本契約書第2条（契約金の支払い）に関して、「表記支払方法に従い支払うこと」とあり、表紙には「工事完工後金融機関営業日3日以内」とあります。他の条項にも「終了後の立会確認」について規定がないように見受けられますが、このことについての貴社の見解をお聞かせください。
3. 本契約書第6条（工期の延期）に関して、「工事に支障を及ぼす天候の不良その他の乙の責に帰することが出来ない事由または正当な理由により工期内に工事を完成することが出来ないとき」について定められていますが、「乙の責に帰する事由により、工期内に工事を完成することが出来ないとき」についての規定がありません。このことについての貴社の見解をお聞かせください。
4. 本契約書第9条第一項に関して、「工期最終日から1ヵ月以内に完成することが可能な場合を除く」との但し書きがあり、1ヵ月以内であれば無条件で工期が延長できるかのように見受けられます。
  - ① 1ヵ月程度工期が遅れるとはどういう事態を想定されていますか。
  - ② 過去1年間で貴社が請け負った工事の中で、1ヵ月以上工期が遅れたケースは何件ありましたか。
  - ③ 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の定める住宅リフォーム工事請負契約約款（以下標準約款）には、工事遅延のペナルティとして「遅滞日数1日につき、契約金から工事済部分と搬入工事材料に対する契約金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金」の支払いが定められています。このことの是非はおくとしても、本来工事遅延に対する罰則規定があつてしかるべきと考えますが、このことについての貴社の見解をお聞かせください。
5. 本契約書第13条に、クーリングオフについての記載があります。貴社の過去1年間の契約の中で、特定商取引法が適用される割合は何%だったでしょうか。
6. 本契約書第12条に、請負人の「本社又は表記の支店所在地の裁判所」に合意管轄を定めていますが、本来、物件所在地が最も適切な管轄であり、標準約款でも物件所在地を管轄地と定めています。あえて請負人の「本社又は表記の支店所在地の裁判所」に合意管轄を定めた理由をご教示ください。

以上